

神山町農業委員会

議 事 録

平成28年9月27日開催

神山町農業委員会議事録

平成28年9月27日神山町農業委員会を
神山町役場すだち（201）において開催

・出席委員は次のとおり（16人）

1番 佐々木 善兼	2番 田中 久博	3番 竹本 公三
4番 上杉 茂市	5番 相原 利章	6番 中西 隆子
7番 新居 榮二	8番 森 昌槻	9番 森本 孝夫
10番 阿部 銀一郎	11番 原田 正信	12番 河野 博行
13番 森 三千子	15番 岡本 幸子	16番 上田 一夫
18番 粟飯原充志		

・欠席委員 14番 渡邊 弘幸 17番 田中 一重

・本会議に出席した職員は次のとおり

事務局長 相原 英夫 次長 滝上 博文 業務員 藤井 康弘

1. 開会

局長

「定刻より少し早いのですが、農業委員会を開会していただきたいと思います。本日は、14番渡邊委員、17番田中一重委員より欠席の連絡がありましたので報告させていただきます。18名中16名の方に参加いただいておりますので総会が成立しておりますことをご報告いたします。それでは、粟飯原会長よりご挨拶を申し上げます。」

（粟飯原会長挨拶）

局長

「ありがとうございました。続きまして、後藤町長よりご挨拶をお願いしたいと思います。」

（後藤町長挨拶）

局長

「ありがとうございました。後藤町長は公務がございますので、ここで退席をさせていただきます。」

（町長退席）

局長

「これからは神山町農業委員会会議規則第5条により、粟飯原会長に議長を務めて頂き、以降の議事進行をお願いいたします。」

2. 開会宣言

会長

「それではただいまから、神山町農業委員会を開会いたします。」
(午後1時41分)

3. 議事日程報告

議長

「それでは本日の議事日程を報告いたします。本日の会議の議事日程はお配りしてある議事日程表のとおりでございます。」

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 議案第20号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第3 議案第21号 農地法第4条の規定による許可申請について

日程第4 議案第22号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定
による農用地利用集積計画の決定について

日程第5 その他について

議長

「それでは只今より議事に入らせていただきます。」

4. 議事録署名者指名

議長

「神山町農業委員会会議規則第18条により議事録署名者を指名いたします。13番森三千子委員さん、15番岡本委員さんをお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の滝上次長を指名いたします。」

5. 議案第20号について

議長

「議案第20号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局長に議案の朗読をお願いいたします。」

局長

「議案書の3ページをご覧ください。」
(議案朗読)

議長

「それでは、事務局より受付番号8番について説明をお願いいたします。」

局長

「それでは、説明をいたします。本件の譲渡人の●●●●さんから譲受人の●●●●さんが●●●さんの宅地と併せて畑を購入する案件です。4ページから12ページに申請地の謄本を添付しております。内容は特に問題はありません。申請地の場所についてですが、13ページに位置図、14ページから16ページに公図を添付し

ております。申請地は神領字谷の●●●●さん宅の周辺に位置しています。17ページから20ページは現況写真を添付しております。一部は、耕作されていませんが草刈をして管理されています。その他はお茶、すだち、シキビ、梅が植わっています。21ページをご覧ください。譲受人●●さんの土地利用計画書を添付しておりますので、内容を説明させていただきます。世帯員は●●さんご本人1人で農作業を常時従事する予定です。経営面積は、現在農地の所有地はありません。営農計画概要等についてですが、取得した農地で現在植わっているすだち、シキビ等は継続して栽培し、その他に野菜を栽培し、自家消費分を除いたものを販売予定です。●●さんは、個人で家具を製造販売しているため、その空いた時間で農作業を行うということです。以下の項目については記載のとおりでございます。22ページをご覧ください。●●さんの経営状況を農地法第3条の規定による許可申請書の添付書類に基づき説明します。農地法第3条第2項関係の中の、全部効率利用要件についてですが、現在●●さんの所有農地、借入農地はありません。これから農地を取得して農業を始める予定です。23ページをご覧ください。作付予定作物、作物別の面積についてですが、申請地取得後は野菜、お茶、すだち、シキビ、梅・柿を記載の面積のとおり栽培する予定です。農機具の所有状況は、トラクター●台、耕耘機●台、噴霧器●台は●●さんの●●から借りて使用します。運搬用の自動車●台と草刈機●台は自己所有です。住所地から申請地までの通作時間は●●分で通作距離は●●●kmです。現在栽培されているものを中心に、川上さんの親類の方とかに指導していただきながら農作業を行うと言うことで、効率的に利用できるものと考えます。次に23ページの下段に記載のある地域との調和要件についてですが、記載のとおりで、地域の農地等の農業上の利用に支障をきたすことはないと考えられます。24ページをご覧ください。農作業常時従事要件についてですが、世帯の年間従事日数は本人●●●日であり、世帯等で耕作に必要な日数150日を満たしておりますので問題はないと思われま。続いて、24ページ中段の下限面積要件についてですが、今回本件で取得する農地●，●●●㎡で神山町の下限面積●，●●●㎡を満たしています。以上により農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。25ページに、新しく農業を始めると言うことで事業計画書を提出させています。すだちなどは、●●さんの販売先があるため、そのまま引き続いて耕作していく予定です。また、野菜については時期に応じた野菜を栽培する予定です。年間の販売目標は、●●●万円を目標にしおります。26ページには譲受人の●●さんの住民票を添付しております。受付番号8番の説明は以上です。」

議長

「ただいまの説明に関連して、担当委員の2番田中久博委員さんから、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。」

田中（久）委員

「それでは説明いたします。9月15日に相原課長さん、それから滝上さんと一緒

に現地確認をいたしました。●●●●さんという人は1人なんですけれども、もう15年もまだ入院中で、この農地の管理というのは身内とか親戚の人がすだちとかお茶の管理をやっておりまして、管理はだいたいできております。ほんで、この●●あるんやけどほんとはまだ全部ではないんです。まだ、残っとる土地も多少あります。ほれで、●●さんですけれども、この●●余っての土地、ちょっと私も心配になって、ようやるんでって言うことで、近々結婚するらしいんで、お互いに2人で力を合わせてやりますので、前向きなんで問題ないと思います、ここの土地も、ほれと、畑になっとるんやけど、もともと田んぼやったんで、割りと作りやすいんでないかと思えます。問題ないと思えますのでよろしくご審議のほどお願いいたします。」

議長

「ありがとうございました。ただいま議案第20号受付番号8番について説明、意見をいただきました。ご質疑ありませんか。」

新居委員

「この●●さんっていう方はね、始めて農業するのに●●●日ちゅう農業日数を満たしておるちゅうんは、ほれはどこで証明するんですか。」

滝上次長

「ほれは、家具を作った合間でと言うことで、本人申請になります。その関係で、初めてと言うことで、事業計画書という形出さしていただいております。それと、そのまま放っておりますと荒れてくるような農地にもなってこようかなと思えますので。」

新居委員

「これで、買うて作ってくれるんはありがたいことやな。この下限面積ちゅうんを、もう充分満たしておることやけん、いっぺんに買うちゅうんはいけるにやね。」

滝上次長

「大丈夫です。」

相原局長

「この土地が周辺全てかたまっとるといって変なんですけれども、全てがひとかたまりにありますので、耕作的には問題ないって言うように現場の方では確認させていただきました。」

議長

「ほかにありませんか。」

森昌槻委員

「この●●さんの方の個人的なことなんです、自営業という、何を現在は何を作られて生計を立てていらっしゃるのですかね。」

滝上次長

「家の家具としてだけとしか聞いて無いです。どこまで大きく広げているかっていうのは判らないんですけれども、個人で作られてっということ。で、●●さん

の家の方を買われたら倉庫の方で作業をしたいということです。」

田中(久)委員

「販売もするっちゅうたな。」

森昌槻委員

「●●さん自体と●●さんとの関係は全然。」

滝上次長

「判りません。うちの方では。」

竹本委員

「家具とかが、今の処主の仕事という。」

滝上次長

「これから農業を始めるっていうことです。」

竹本委員

「畑●●ていうたら、私にしたら。」

相原局長

「近々に、今は1人ですけど、奥さんをもらえるようです。」

田中(久)委員

「私も心配して聞いたらな、友だちがおって手伝ってもらえるんじやっていうような話もしよったけんどね。」

新居委員

「この●●さんの家も売るといような話があるんやけれども、これも●●さんが買うような話なんですか。」

滝上次長

「●●さんが買う予定です。有る農機具も使って良いという話は聞いています。」

議長

「それでは議案第20号については原案どおり決するに異議ありませんか。」

(異議なしの声)

議長

「異議がないので、議案第20号農地法第3条の規定による許可申請については原案のとおり決しました。」

6. 議案第21号について

議長

「議案第21号農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。それでは、事務局長に議案の朗読、説明をお願いいたします。」

局長

「議案書の27ページをお願いいたします。」

(議案朗読)

議長

「それでは、事務局より受付番号2番について説明をお願いいたします。」

局長

「それでは、説明をいたします。本件は●●●●さんが農地の一部を太陽光発電施設に転用するものでございます。議案書の28ページをご覧ください。申請地の謄本を添付しております。所有者等特に問題はございません。29ページには位置図、30ページに公図を添付しております。申請地は●●の南東約500mに位置しています。31ページから33ページに現況写真を添付しております。申請地は現在は梅畑として管理されています。34ページに事業計画書を添付しております。1の申請地の所在等については先に説明したとおりです。2の申請地を選んだ理由は、日照を確保でき、自然災害にも遭わないなど条件が揃っているためです。3の転用計画の概要についてですが、太陽光発電システム45696KWhを野建てで、特別に転用土木や建築等の工事をせずに土地の有効利用を図ることができます。また、農業振興地域からの除外のときに隣接地の同意書もいただいております。排水については、元々自然浸透や東側の道に設置された排水路を利用していたため問題ないと考えます。4については、前回の案件で転用申請があり、●月●●日に徳島県知事の許可のありました●●字●●●●●の太陽光発電システムについては、現在南天の移転待ちとなっていて、その移転が完了しだい工事にかかる予定です。5のその他参考となる事項についてですが、1枚あたりの出力が280Wで予定設置傾斜角は10度となっています。35ページには、被害防除計画書を添付しております。36ページは土地利用計画図、37ページは横断図、38ページは平面図、39ページは丈量図を添付しております。40ページは10kw以上の太陽光発電設備に係る設備認定通知書です。41ページから43ページは認定通知書は●●●●●さんが設置者となっていますのでその名義変更が完了している確認画面のコピーです。44ページは太陽光発電の設置に伴う系統連係及び電力需給に関する契約確認書で45ページは名義変更のための電力需給契約申込書で、現在名義変更中です。46ページ・47ページは見積書で、48ページは銀行の融資証明依頼書で設置資金は確保しており問題ありません。49ページは隣接地の同意書を添付しております。受付番号2番の説明は以上です。よろしく願いいたします。

議長

「ただいまの説明に関連して、担当委員の2番田中久博委員さんから、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。」

田中(久) 委員

「説明いたします。9月15日に現地を確認に相原課長さんと滝上さんと一緒に行ってきました。ちょっとこの●●の上側にあるんですけども、現状の道から上の写真では割と平地に見えるんですが、かなり傾斜しとるよう見えます。ほれで、下に空き家みたいなのが一軒、あと周囲に住んどるとこ大分人家も離れておりますし、問題なからうかと思っております。ここは北斜面になるんで、あんまり条件的にい

いとはいえないんですが、周囲が風当たりや、あんまり当たらんという、山の中が、こう杉の横の方にあったりして、ほんなんでしたんかなというような帰臥します。とりあえず、ここは近隣の迷惑もかからずに、さきほどもいよったようにミズノ心配も、だんだん自然水で下へ下へ流れていくような恰好で、問題なかろうと思います。お願いします。」

議長

「ありがとうございました。ただいま議案第21号受付番号2番について説明、意見をいただきました。ご質疑ありませんか。」

(質疑なしの声)

議長

「質疑ありませんので、議案第21号については原案どおり決するに異議ありませんか。」

(異議なしの声)

議長

「異議がないので、議案第21号農地法第4条の規定による許可申請については原案のとおり許可相当とし、県知事に意見書を送付いたします。」

7. 議案第22号について

議長

「議案第22号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。それでは、事務局長に議案の朗読、説明をお願いいたします。」

局長

「議案書50ページをお願いします。」

(議案朗読)

局長

「議案書の51ページ・52ページをお願いいたします。」

(内容について朗読)

「それでは新規案件についてのみ、補足説明をさせていただきます。番号21について説明をいたします。借人の●●●さんの世帯の構成員は●名で●名が農業に従事しています。年間の農業従事日数は●●●日です。農機具の所有状況はトラクター●台、管理機●台、動噴●台、運搬機●台です。続きまして番号22について説明をいたします。借人の●●●●さんの世帯の構成員は●名で●名が農業に従事しています。年間の農業従事日数は●●●日です。農機具の所有状況は管理機●台、動力噴霧器●台、草刈機●台でございます。」

議長

「ただいま議案第22号の説明をいただきました。ご質疑ありませんか。」

(質疑なしの声)

議長

「質疑がないようでありますので、議案第22号については、原案どおり決するに異議ありませんか。」

(異議なしの声)

議長

「異議がないので議案第22号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画については原案どおり決定し、町長に答申することに決しました。」

8. その他について

- ・新農業委員、農地利用最適化推進委員の定数(案)と時期について
- ・一斉耕起の日程等の確認
- ・夏の懇親会の会計報告

議長 「以上をもちまして、本日の議題を全部終了いたしましたので閉会いたします。」

議長

「以上をもちまして、本日の議題を全部終了いたしましたので閉会いたします。」

(閉会時刻 午後2時23分)

この議事録は、事務局長をして調整せしめたもので、会議の内容に相違なきことを証するため署名する。

神山町農業委員会

会 長

13番委員

15番委員